

**保育所等利用者負担金（保育料）について 【令和2年度以降】**

**(1) 3歳以上児クラス**

- 1号認定（満3歳以上 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分・・・「教育認定」）
- 2号認定（3歳以上 保育所、認定こども園の保育所部分、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等・・・「保育認定」）

令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化制度」により、3歳以上児クラスのすべての児童の保育料は **0円** です。

また、上記制度に伴い、保育料とは別に保護者が別に負担すべき費用とされた**副食費**（おかず代、おやつ代など）についても、市の独自施策により、**市が助成**しています。  
（上限額：4,500円/月。上限額を超える分については、保護者が施設へ直接お支払いください。）

なお、1号認定（平日（月～金）の教育標準時間（4時間程度）の教育実施にかかる認定）の児童が、平日の教育標準時間外、土曜日、長期休業期間（春・夏・冬休み）の預かり保育を利用する場合は、施設が定める利用料を別途納付する必要があります。※ただし、就労等により施設等利用給付認定を受けた場合は、預かり保育利用料について別途給付金の償還払いを受けることができます。（上限額あり、副食費を除く。）

**(2) 3歳未満児クラス ※4/1在籍時に満3歳未満の児童**

- 3号認定（満3歳未満 保育所、認定こども園の保育所部分、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等・・・「保育認定」）

**標準世帯**

収入	税額	国基準				松浦市			
		階層区分	負担金額（月額）		階層区分	負担金額（月額）			
			保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間		
年収360万円未満	生活保護等世帯	第1	0	0	第1	0	0		
	市民税非課税世帯	第2	9,000	9,000	第2	0	0		
	市民税所得割非課税 市民税所得割額（以下同じ）48,600円未満	第3	19,500	19,300	第3	13,000	11,500		
					第4	18,000	16,500		
57,700円未満	第4	30,000	29,600	第5	23,000	21,500			
77,101円未満				第6	23,000	21,500			
97,000円未満				第7	28,000	26,500			
年収360万円以上	137,000円未満	第5	44,500	43,900	第8	35,000	33,500		
	169,000円未満				第9	41,000	39,500		
	301,000円未満	第6	61,000	60,100	第10	44,500	43,000		
	397,000円未満	第7	80,000	78,800	第11	49,000	47,000		
	397,000円以上	第8	104,000	102,400	第12	63,000	61,000		

**ひとり親等世帯**

収入	税額	国基準				松浦市			
		階層区分	負担金額（月額）		階層区分	負担金額（月額）			
			保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間		
年収360万円未満	生活保護等世帯	第1	0	0	第1	0	0		
	市民税非課税世帯	第2	0	0	第2	0	0		
	市民税所得割非課税 市民税所得割額（以下同じ）48,600円未満	第3	9,000	9,000	第3	0	0		
					第4	8,000	7,250		
	57,700円未満	第4	30,000	29,600	第5	9,000	8,250		
77,101円未満	第6				9,000	8,250			
97,000円未満	第5				44,500	43,900	第7	28,000	26,500
137,000円未満		第8	35,000	33,500					
年収360万円以上	169,000円未満	第6	61,000	60,100	第9	41,000	39,500		
	301,000円未満				第10	44,500	43,000		
	397,000円未満	第7	80,000	78,800	第11	49,000	47,000		
	397,000円以上	第8	104,000	102,400	第12	63,000	61,000		

**第2子以降の金額  
標準世帯**

収入	税額	区分	国基準		市基準
			階層	減免	減免
年収360万円未満	非課税	年齢の制限無く最年長から2番目の子	第1	0円	0円
		年齢の制限無く最年長から3番目以降の子	第2	0円	
	57,700円未満	年齢の制限無く最年長から2番目の子	第3	上記表の2分の1	
		年齢の制限無く最年長から3番目以降の子	第4	0円	
年収360万円以上	57,700円以上	小学校就学前までの範囲内において、最年長の子から2番目の子	第4～第8	上記表の2分の1	
		小学校就学前までの範囲内において、最年長の子から3番目以降の子		0円	

**第2子以降の金額  
ひとり親等世帯**

収入	税額	区分	国基準		市基準
			階層	減免	減免
年収360万円未満	77,101円未満	年齢の制限無く最年長から2番目の子	第1～第4	0円	0円
		年齢の制限無く最年長から3番目以降の子		0円	
年収360万円以上	77,101円以上	小学校就学前までの範囲内において、最年長の子から2番目の子	第4～第8	上記表の2分の1	
		小学校就学前までの範囲内において、最年長の子から3番目以降の子		0円	

【備考：1～3号共通】 保育料、預かり保育利用料、副食費以外として、施設が定める保護者会費や保育材料費（絵本、文具品、体操服代他）等をご負担いただく場合があります。（希望する施設にお問い合わせください。）